

西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例による要望等記録の流れ

口頭による要望等



要望、提言、提案、意見、苦情、依頼等であって、職員の作為又は不作為を求める行為

記録の例外(条例第5条)

- (1) 公式、公開の場の要望等で議事録等に記録
- (2) 他の法令等、制度により記録
- (3) 単なる事実、手続等の確認、問い合わせ
- (4) 多数の者に順次対応する要望等で記録困難
- (5) その場で用件が終了し改めて対応、回答が不要
- (6) 日常的営業活動
- (7) 公の施設における利用者等の日常的な要望等

記録の例外に該当する



記録不要



- ・記録の例外に該当しない
- ・記録の例外に該当するが、不当要求行為に該当又はそのおそれがある場合

要望等記録制度で記録(条例第4条第1項、施行規則第2条)

- (1) 要望等を受けた日時、場所、方法
- (2) 要望等を受けた職員の所属、役職名、氏名
- (3) 要望者の氏名、住所
- (4) 要望等の件名及び内容
- (5) 要望者への対応の内容
- (6) 要望等が不当要求行為に該当し、又はそのおそれがある場合は、次に掲げる事項
 - ア 要望等が条例第2条第4号アからウまでのいずれかに該当し、又はそのおそれがあるか
 - イ 要望者の言動その他当該要望等が不当要求行為に該当するかどうかを判断するために必要な事項
- (7) 上記のほか、必要と認める事項

要望等の録音(条例第4条第2項)

職員は、要望等を受けるにあたり、当該要望等の内容を録音することができる。



要望等の報告(施行規則第3条)

- (1) 課長補佐級以下の職員が受けた要望等
 - ア 特に重要な事項(不当要求行為に該当し、又はそのおそれがある要望等) 局長又は担当理事
 - イ 重要な事項(不当要求行為に該当しないが、対応に注意を要する要望等) 部長等
 - ウ 軽易な事項(ア及びイ以外のもの) 課長等
- (2) 課長級以上の職員が受けた要望等
 - ア 課長等が受けた要望等 部長等(特に重要な事項は局長又は担当理事)
 - イ 部長等が受けた要望等 局長又は担当理事
 - ウ 局長又は担当理事が受けた要望等 副市長
 - エ 副市長が受けた要望 市長

必要ときは市長



不当要求行為に
該当しない



不当要求行為に該当する
か判断できない



不当要求行為
に該当

(次項に続く)

